

報告第14号

一般財団法人杉並区交流協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
一般財団法人杉並区交流協会の経営状況を別冊のとおり提出する。

令和4年5月20日

提出者 杉並区長 田 中 良

令和3年度

事業報告書及び成果報告書
決算書

自 令和3年（2021年）4月1日

至 令和4年（2022年）3月31日

一般財団法人杉並区交流協会

目 次

令和3年度 事業報告書及び成果報告書	1
令和3年度 理事会・評議員会開催状況	5
令和3年度 決算書	9
令和3年度 決算監査報告書	13
一般財団法人杉並区交流協会定款	14

令和3年度

事業報告書及び成果報告書

1 在住外国人の支援に関する事業

杉並区内に住む外国人の方々が安心して生活できるよう、日本語を学習できる場の提供や、生活にかかる各種相談業務のサポート等を実施しました。

事業名 (会場)	概要・成果	参加者																																																																																										
ウエルカム・パーティー 12月2日(木) (杉並区交流協会)	毎年5月に実施していたが、新型コロナウイルス感染症及び留学生が来日できない等の理由により5月の開催は中止した。その代替措置として、12月に外国人対象に消火器の使い方、緊急時の通報訓練、地震になった際の身の安全の守り方など防災講座を、杉並消防署と連携して行った。	22人																																																																																										
外国人サポートデスク	<p>相談員対応：英語＝月曜日午後、金曜日午前 中国語＝月曜日午前、第1・3・5金曜日午後 韓国語＝第2・4金曜日午後 ネパール語＝第1・3水曜日午前 ※午前＝9時～12時、午後＝13時～16時</p> <p><相談実績></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>実施回数</th> <th>サポートデスク (人)</th> <th>事務局 (人)</th> <th colspan="2">合計 (人) (件数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>20</td><td>12</td><td>19</td><td>31</td><td>36</td></tr> <tr><td>5</td><td>16</td><td>12</td><td>12</td><td>24</td><td>28</td></tr> <tr><td>6</td><td>18</td><td>18</td><td>10</td><td>28</td><td>31</td></tr> <tr><td>7</td><td>18</td><td>17</td><td>12</td><td>29</td><td>41</td></tr> <tr><td>8</td><td>18</td><td>8</td><td>16</td><td>24</td><td>24</td></tr> <tr><td>9</td><td>16</td><td>9</td><td>20</td><td>29</td><td>39</td></tr> <tr><td>10</td><td>18</td><td>11</td><td>11</td><td>22</td><td>24</td></tr> <tr><td>11</td><td>19</td><td>15</td><td>15</td><td>30</td><td>31</td></tr> <tr><td>12</td><td>18</td><td>10</td><td>12</td><td>22</td><td>31</td></tr> <tr><td>1</td><td>16</td><td>15</td><td>15</td><td>30</td><td>37</td></tr> <tr><td>2</td><td>16</td><td>14</td><td>14</td><td>28</td><td>34</td></tr> <tr><td>3</td><td>15</td><td>10</td><td>25</td><td>35</td><td>42</td></tr> <tr><td>合計</td><td>208</td><td>151</td><td>181</td><td>332</td><td>398</td></tr> <tr><td>前年度 (R2)</td><td></td><td>191</td><td>237</td><td>428</td><td>499</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 緊急事態宣言の発令期間中は窓口対応を中止し、電話での対応とした。</p>	月	実施回数	サポートデスク (人)	事務局 (人)	合計 (人) (件数)		4	20	12	19	31	36	5	16	12	12	24	28	6	18	18	10	28	31	7	18	17	12	29	41	8	18	8	16	24	24	9	16	9	20	29	39	10	18	11	11	22	24	11	19	15	15	30	31	12	18	10	12	22	31	1	16	15	15	30	37	2	16	14	14	28	34	3	15	10	25	35	42	合計	208	151	181	332	398	前年度 (R2)		191	237	428	499	
月	実施回数	サポートデスク (人)	事務局 (人)	合計 (人) (件数)																																																																																								
4	20	12	19	31	36																																																																																							
5	16	12	12	24	28																																																																																							
6	18	18	10	28	31																																																																																							
7	18	17	12	29	41																																																																																							
8	18	8	16	24	24																																																																																							
9	16	9	20	29	39																																																																																							
10	18	11	11	22	24																																																																																							
11	19	15	15	30	31																																																																																							
12	18	10	12	22	31																																																																																							
1	16	15	15	30	37																																																																																							
2	16	14	14	28	34																																																																																							
3	15	10	25	35	42																																																																																							
合計	208	151	181	332	398																																																																																							
前年度 (R2)		191	237	428	499																																																																																							
外国人のための無料専門家相談会 2月19日(土) (区役所第6会議室)	<p>弁護士、行政書士、税理士、社会保険労務士などの専門家が、語学ボランティアの協力も得て、外国人が抱える問題の相談会を開催した。</p> <p>▶相談者11人、専門家11人、通訳ボランティア8人、スタッフ10人 計40人 ▶相談者の国籍：6か国 ▶新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約制で実施</p>																																																																																											
日本語教室 (杉並区交流協会)	<p>3つのボランティアグループが検温、消毒、マスク着用、アクリル板の設置などの感染対策を講じた上、以下の日時で実施した。</p> <p>▶LTC友の会(火曜日午前・午後、木曜日午前) ▶ALLグループ(金曜日午前) ▶日本語交流クラブ(水曜日午前)</p>																																																																																											
杉並版ボランティア登録制度① 語学ボランティアの運営②	<p>①杉並版ボランティア登録数1,489人(令和4年3月31日現在) うち語学ボランティアの登録数890人(イベント等との重複登録可) ②派遣実績(通訳・翻訳/講師派遣)86人(前年度102人)</p>																																																																																											

外国人とのコミュニケーション講座～やさしい日本語 6月講座①18日(金)、 ②25日(金)(計2回) 7月講座③2日(金)、 ④9日(金)(計2回) オンライン	区内在住の日本人を対象に、外国人と気軽にコミュニケーションが取れるよう、外国人にも分かりやすい「やさしい日本語」を学べる講座を開催した。 ①講師による「やさしい日本語」講義 ②外国人ボランティアと実践練習を行う体験講座 ▶ボランティアの国籍：コロンビア、タイ、中国、パナマ ③講師による「やさしい日本語」講義 ④外国人ボランティアと実践練習を行う体験講座 ▶ボランティアの国籍：アメリカ、イタリア、コロンビア、ベラルーシ、中国、香港	①19人 ②23人 ③22人 ④24人
---	--	------------------------------

2 国内外の自治体交流の促進に関する事業

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中における交流自治体等の受け入れや、交流自治体等の催しに合わせた阿波おどり訪問団の派遣を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、全ての事業が中止となりました。

事業名	概要・成果	参加者
友好親善	①名寄市・東吾妻町・南伊豆町・青梅市への阿波おどり訪問団の派遣 ➡ 中止 ②東京高円寺阿波おどり大会参加交流自治体の受け入れ ➡ 中止 ③台湾友好親善ツアー ➡ 中止 ④交流自治体中学生親善野球大会応援ツアー ➡ 中止(オンライン交流のみ実施) ⑤ホームステイ・ホームビジット事業 ➡ 中止	-
市民交流の推進	①交流自治体への体験型訪問ツアーの実施 ➡ 中止 ②交流自治体が実施する各種行事のPR等 ➡ 行事の中止に伴い未実施	-
交流自治体観光物産展への参加等	交流自治体観光物産展への参加等 ➡ 物産展の中止に伴い未実施	-
すぎなみフェスタへの参加	すぎなみフェスタへの参加 ➡ すぎなみフェスタの中止に伴い未実施	-

3 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業

異なる世代・立場・国籍の人々が共生していくために、イベントや体験会を通して相互に文化を学び合い、交流する機会を創出しました。

事業名 (会場)	概要・成果	参加者
まるごと台湾フェア 11月21日(日) (旧杉並第四小学校)	中学生の野球交流や阿波おどり台湾公演など、杉並区が交流を重ねる台湾について、その魅力を講演や映像を通し、広く区民等へ紹介した。 ▶講演会、上映会、展示、人形劇ライブ ほか	1,834人
海外文化セミナー(パキスタン) 10月24日(日) (旧杉並第四小学校)	東京2020オリンピック競技大会を契機にホストタウン交流宣言を交わしたパキスタンをテーマに開催した。 ▶講演会、展示、観光紹介 ほか	450人
英語コミュニケーション講座(入門・初中級)	新型コロナウイルス感染症の影響により入門・初中級ともに未実施とした。	—
外国人のための阿波おどり体験会(オンライン) 1月22日(土) ①午前②午後	阿波おどりの歴史や踊り方を通じて日本文化を学ぶ体験会を①は英語で②は日本語で実施した。 ▶参加者の国籍:アメリカ、インドネシア、オーストラリア、韓国、セルビア、台湾、中国、チリ、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、フランス、ベトナム、マレーシア、ミャンマー ほか	①21人 ②26人
外国人による日本語スピーチ大会 3月12日(土) (区役所第4会議室)	外国人が日本での生活体験や自国との文化の違いなどを日本語で発表した。 ▶発表者13人 ▶参加者の国籍:インド、インドネシア、ウズベキスタン、中国、パキスタン、ブータン、ベトナム、ミャンマー、ネパール	110人

4 その他交流協会の目的を達成するために必要な事業

協会報やホームページを活用し、杉並区交流協会の活動を周知するとともに、コミュかるショップの運営を通して交流自治体等の魅力を発信しました。

事業名	概要・成果
協会報等の発行	機関紙(交流ニュース)の発行 ▶発行時期:4月・7月・10月・1月 ▶発行部数:各月5,000部 ▶配布先:会員・区施設・区広報スタンド・交流自治体・JR・私鉄各駅・その他関係団体 ニュースレターの発行 ▶発行時期:5月・6月・8月・9月・11月・12月・2月・3月 ▶発行部数:各月1,300部 ▶配布先:会員・関係者(レターフレンド)・区施設・関係機関
協会ホームページ等の運営	ホームページ ▶アクセス数:平均63,016件/月(前年度:平均67,993件/月) Facebook ▶ページフォロワー数:2,112人 ▶投稿回数:79件

会員制度の運営	各種会員数 ▶賛助会員（個人）：137人 ▶賛助会員（法人）：2団体 ▶レターフレンド（外国人会員）：201人
サポート委員 （区民事業ボランティア）	広報担当3人 事業担当10人
コミュかるショップの運営	フェアの開催 4月 なみすけフェア 6月 なよろスイーツフェア 7～8月 サマーフェア 7月 ウズベキスタン・リシタンの日本語教室「ノリコ学級チャリティフェア」 8月 阿波おどりフェア 9月 小笠原フェア 10月 なみすけフェア 12月 名寄おもちフェア 2月 南伊豆フェア 3月 南相馬市応援フェア、宗谷線フェア

5 事業の成果（総評）

新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の自治体交流の促進に関する事業は全て実施できませんでした。一方、ウエルカム・パーティーをはじめ、外国人サポートデスク及び語学ボランティアの派遣には昨年と同程度の相談・参加があり、参加者アンケートでも「感染症がまん延する中でサポートしてもらったことにはとても感謝している」等のコメントをいただくことができ、在住外国人の支援に関する事業においては一定の成果がありました。

多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業においては、まるごと台湾フェアや海外文化セミナー（パキスタン）を開催しました。まるごと台湾フェアでは、講演や上映会を実施するほか、「食」を通して台湾の文化を紹介しました。当日は1,800人を超える参加者があり、多くの区民等に向けて台湾の文化にふれる機会を創出することができました。

また、海外文化セミナーでは、東京2020オリンピック競技大会を契機にホストタウン交流宣言を締結したパキスタンを取り上げ、写真や食、雑貨の販売を通してパキスタンの魅力を紹介する等、大会遺産（レガシー）につながる交流を進めることができました。

その他交流協会の目的を達成するために必要な事業においては、コロナ禍においても協会報を例年通り発行し、安定的に情報発信を行うことができました。コミュかるショップの運営では、交流自治体の物産販売において新品を扱ったことや交流自治体と連携し時機を捉えたフェアを開催することにより159万円を超える繰越金を残すことができました。一般財団法人化したことによる自主財源の確保が課題としてあがる中で、今後も魅力のある商品の確保に努めていきます。

以上のとおりであるが、令和3年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しないので作成しない。

令和3年度

理事会・評議員会開催状況

一般財団法人杉並区交流協会役員等名簿

一般財団法人杉並区交流協会評議員名簿

令和3年度 一般財団法人杉並区交流協会理事及び監事名簿

令和4年3月31日

	役 職	氏 名	所 属 等
1	理事長	井上 泰孝	杉並産業協会
2	副理事長	板倉 徳枝	杉並ユネスコ協会
3	常務理事 (兼務事務局長)	幸内 正治	杉並区交流協会
4	理事	岡本 勝実	杉並区
5	理事	野村 浩司	東京杉並ライオンズクラブ
6	理事	小竹 良夫	東京杉並ロータリークラブ
7	理事	川名 海男	杉並区商店会連合会
8	理事	奥 優	東京青年会議所杉並区委員会
9	理事	八方 淑夫	東京商工会議所杉並支部
10	理事	ホリー ペトル	早稲田大学演劇博物館

1	監事	奥田 よし子	東京税理士会杉並支部
2	監事	森 雅之	杉並区

1 理事会開催状況

回数	開催年月日	番号	内容	結果
第1回	令和3年 5月26日	議案第1号	評議員会の招集について	原案承認
		議案第2号	役員を選任について	原案承認
		報告1	最近の在住外国人の動向について	報告了承
		報告2	協会ロゴマークの選定について	報告了承
第2回	令和3年 10月29日	報告1	令和3年度上半期事業報告について	報告了承
		報告2	令和3年度上半期コミュかるショップの運営状況について	報告了承
		報告3	令和3年度下半期事業予定について	報告了承
第3回	令和4年 3月18日	議案第1号	評議員会の招集について	原案承認
		議案第2号	令和4年度杉並区交流協会事業計画(案)について	原案承認
		議案第3号	令和4年度杉並区交流協会収支予算(案)について	原案承認
		報告1	評議員の選任及び役員の変更について	報告了承
		報告2	定款の変更について(予定)	報告了承
		報告3	理事長の報酬額の改正について(予定)	報告了承
		報告4	杉並区外国人住民の状況について	報告了承
		報告5	外国人等児童、生徒に対する日本語教育推進事業の実施について	報告了承

一般財団法人杉並区交流協会評議員名簿

令和4年3月31日

(順不同)

	氏 名	所 属
評議員	日沼 禎子	女子美術大学
評議員	富澤 武幸	東京高円寺阿波おどり振興協会
評議員	徳嵩 淳一	杉並区

2 評議員会開催状況

回数	開催年月日	番号	内容	結果
第1回	令和3年 6月28日	議案第1号	一般財団法人杉並区交流協会役員等の報酬及び費用弁償等について	原案承認
		報告 1	評議員の増員について	報告了承
		報告 2	協会のロゴマークについて	報告了承
		報告 3	協会の事業概要について	報告了承
第2回	令和4年 3月18日	議案第1号	議事録署名人の選出について	原案承認
		議案第2号	評議員の選任及び役員の変更について	原案承認
		議案第3号	定款の変更について	原案承認
		議案第4号	理事長の報酬額の改正について	原案承認
		議案第5号	令和4年度杉並区交流協会事業計画(案)について	原案承認
		議案第6号	令和4年度杉並区交流協会収支予算(案)について	原案承認
		報告 1	杉並区外国人住民の状況について	報告了承
		報告 2	外国人等児童、生徒に対する日本語教育推進事業の実施について	報告了承

令和3年度

決算書

貸借対照表

正味財産増減計算書

財務諸表に対する注記

財産目録

貸 借 対 照 表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	17,019,284
商品	217,904
仮払金	7,147
未収金	166,447
流動資産合計	17,410,782
2. 固定資産	
(1) 基本財産	3,000,020
(2) その他固定資産	0
固定資産合計	3,000,020
資産合計	20,410,802
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	15,689,162
預り金	129,768
流動負債合計	15,818,930
負債合計	15,818,930
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	
指定正味財産	3,000,000
2. 一般正味財産	
一般正味財産	1,591,872
正味財産合計	4,591,872
負債及び正味財産合計	20,410,802

正味財産増減計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用収益	
基本財産利息収益	20
受取会費	174,500
事業収益	7,135,748
受取補助金等	46,219,395
その他収益	176,239
受取利息	183
雑収入	176,056
経常収益計	53,705,902
(2) 経常費用	
事業費	11,031,236
管理費	41,082,794
経常費用計	52,114,030
当期経常増減額	1,591,872
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	1,591,872
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	1,591,872
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	3,000,000
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	3,000,000
III 正味財産期末残高	4,591,872

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却について
減価償却の対象となる固定資産はない。
- (2) 引当金の計上基準
引当金は計上していない。

2. コミュかるショップの期末棚卸し額は217,904円である。

3. 貯蔵品(切手、印紙等)の期末残額は14,790円である。

財 産 目 録

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金	額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	17,019,284		
現金	1,000		
小口現金(コミュかるショップ)	120,000		
普通預金(みずほ・一般)	7,041,419		
普通預金(みずほ・コミュかる)	9,606,538		
普通預金(西武信金)	2,000		
郵便振替	550		
ゆうちょ総合	247,777		
商品	217,904		
仮払金(源泉税)	7,147		
未収金(販売手数料他)	166,447		
流動資産合計		17,410,782	
2 固定資産			
基本財産	3,000,020		
固定資産合計		3,000,020	
資産合計			20,410,802
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金(区への返還金)	13,079,605		
未払金(その他)	2,609,557		
預り金(健保・厚生年金)	38,550		
預り金(雇用保険料)	14,808		
預り金(所得税)	1,910		
預り金(住民税)	74,500		
流動負債合計		15,818,930	
負債合計			15,818,930
III 正味財産の部			
指定正味財産	3,000,000		
一般正味財産	1,591,872		
正味財産合計			4,591,872
負債及び正味財産合計			20,410,802

令和3年度

決算監査報告書

令和3年度一般財団法人杉並区交流協会

決算監査報告書

一般財団法人杉並区交流協会
理事長 井上 泰孝 様

一般財団法人杉並区交流協会監事

奥田よこ

一般財団法人杉並区交流協会監事

森 雅之

一般財団法人杉並区交流協会定款第9条に基づき、理事長から監査に付された令和3年度一般財団法人杉並区交流協会の決算監査の結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の対象

(1) 令和3年度一般財団法人杉並区交流協会決算

- ①事業報告書及び成果報告書
- ②事業報告の附属明細書
- ③貸借対照表
- ④損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(2) その他の証書及び帳票類

2. 監査の日時及び場所

- (1) 実施日時 令和4年4月13日
- (2) 実施場所 一般財団法人杉並区交流協会 会議室

3. 監査の結果

貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）は、会計帳簿の記載金額と一致し、一般財団法人杉並区交流協会の収支及び財産状況を正確に示しており、かつ、事業報告書及び成果報告書から、その業務運営も一般財団法人杉並区交流協会の定款に基づき適正に執行されていることを確認した。

一般財団法人杉並区交流協会定款

一般財団法人杉並区交流協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人杉並区交流協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、人と人とのつながり、地域と地域の交流を育くむことを通じて、多文化共生社会の創造と地方創生に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 在住外国人の支援に関する事業
- (2) 国内外の自治体交流の促進に関する事業
- (3) 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業
- (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 杉並区長 田中 良

拠出する財産及びその価額 現金 金300万円

(基本財産)

第6条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前条に定めた財産は、当法人の基本財産とする。

2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

第4章 評議員

(評議員)

第10条 当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員は、当法人又はその子の法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が60,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項に限り決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。

3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、評議員会の議事を主宰する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その

提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事を理事長とし、業務執行理事を常務理事とする。

4 理事のうち1名を副理事長とする。

5 監事は、当法人の評議員、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第29条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、1名以上3名以内とする。

3 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

4 顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し、又は理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。

5 顧問は、無報酬とする。

6 顧問には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前条第2項の場合には、理事会の議長は副理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することによって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第38条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、東京都杉並区に贈与するものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(設置等)

第42条 当法人はその事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

2 当法人の設立者の名称及び住所は、次のとおりである。

設立者 杉並区長 田中 良

住所 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

3 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 富澤 武幸

設立時評議員 徳嵩 淳一

設立時評議員 日沼 禎子

4 当法人の設立時理事、設立時代代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 井上 泰孝

設立時理事 板倉 徳江

設立時理事 岡本 勝実

設立時理事 幸内 正治

設立時理事 野村 浩司

設立時理事 小竹 良夫

設立時理事 川名 海男

設立時理事 奥 優

設立時理事 八方 淑夫

設立時理事 ホリー ペトル (HOLY PETR)

設立時代代表理事 井上 泰孝

設立時監事 奥田 よし子

設立時監事 森 雅之

- 5 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

令和4年度

事業計画書

収支予算書

自 令和4年（2022年）4月1日

至 令和5年（2023年）3月31日

一般財団法人杉並区交流協会

目 次

令和4年度 事業計画書 …………… 1

令和4年度 収支予算書 …………… 5

令和4年度

事業計画書

令和4年度 事業計画書

(令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日)

1 在住外国人の支援に関する事業

杉並区内に住む外国人の方々が安心して生活できるように、相談窓口や通訳・翻訳業務を実施するほか、交流イベントや講座・研修会を開催します。

また、新たな取組として、外国人等児童、生徒に対する日本語教育推進事業を実施します。

項目(日程)	事業内容
ウェルカム・パーティー (5月)	新たに区民となった外国人等を対象に、地域で生活していくうえで必要なごみの分別体験、避難訓練、交通安全指導等を行い、日本の生活習慣の会得と防災意識の醸成を図るとともに、参加者同士の交流を深める。
外国人サポートデスク	日常生活に関する悩み事や困り事などの相談、情報提供を通して外国人の暮らしを支援する。区役所の相談窓口で、協会のボランティア相談員により実施する。 ◆英語＝月曜日午後、金曜日午前 中国語＝月曜日午前、第1・3・5金曜日午後 韓国語＝第2・4金曜日午後 ネパール語＝第1・3水曜日午前 ※午前＝9時～12時、午後＝13時～16時
外国人のための無料専門家相談会 (令和5年2月)	東京国際交流団体連絡会議に参加する交流協会・弁護士会・行政書士会・税理士会等が連携した、問題解決型の無料専門家相談会を開催する。
日本語教室	日本語教育に取り組むボランティアグループが杉並区交流協会にて外国人の日本語教室を実施する。 ◆月・水・金曜日の午前、火・木曜日の全日に実施
語学ボランティアの登録・運営	協会の事業や地域のイベント等に通訳・翻訳者として参加・協力する語学ボランティアの登録・運営を進める。
外国人とのコミュニケーション講座～やさしい日本語 (6月～7月)	区民を対象に、簡単な日本語を使って在住外国人や外国人観光客とのコミュニケーションを図る意義・コツを学ぶ講座を開催する。
新規 日本語教育推進事業 (10月～令和5年3月)	外国人等児童、生徒に対する日本語教育事業を実施する。 ◆日本語学習支援ボランティア講座 ◆(仮称)子ども日本語教室

2 国内外の自治体交流の促進に関する事業

杉並区の国内外交流自治体等との交流を深めるため、東京高円寺阿波おどりを通じた交流や市民交流を目的とした自治体への区民体験ツアーなどを実施します。

項目（日程）	事業内容
東京高円寺阿波おどりを通じた交流事業 （①6月～令和5年3月） （②8月）	①交流自治体との友好親善を深め、市民交流の拡大を図るため、交流自治体の祭りや行事に阿波おどり訪問団を派遣する。（名寄市、東吾妻町、南伊豆町、青梅市） ②交流自治体との友好親善を深め、市民交流の拡大を図るため、東京高円寺阿波おどり大会に参加する交流自治体阿波おどり連を募り、受け入れる。
区民ツアー （①未定） （②12月）	①文化やスポーツ、農業体験などを通じた多様な市民交流を促進するため、国内交流自治体を訪問する体験型の区民ツアーを実施する。 ②交流自治体中学生親善野球大会や東京高円寺阿波おどり台湾公演等を通じて交流を進めている台湾を訪問し、市民交流を深める区民ツアーを実施する。
台湾との文化・芸術交流事業 （①未定） （②9月）	①東京高円寺阿波おどり台湾公演を実施する。 ※4月に予定していたが新型コロナウイルス感染症の影響により延期した。開催時期等は調整中。 ②台北木偶劇団による伝統人形劇の杉並公演を実施する。（台湾文化部主催）

3 多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業

異なる世代・立場・国籍の人々が共生していくために、互いの文化を学び合い交流する機会を提供します。

項目（日程）	事業内容
日本語スピーチ大会 （令和5年3月）	外国人に出身国のことや日本の生活体験などを日本語で発表してもらい、日本で暮らす外国人と区民との相互理解を図る。
海外文化セミナー （令和4年11月）	一つの国を取上げ、区民へその国の歴史や文化などを紹介し、理解を深めてもらう。講演会、音楽の演奏、舞踊や民芸品の展示等を行う。

異文化理解講座 (9月～11月)	在住外国人に出身国の文化について紹介してもらい、区民との相互理解・交流を深める。また、留学生との交流事業も実施する。
まるごと台湾フェア (9月)	台湾の歴史や文化などを紹介し、理解を深めるとともに相互の交流を図る。映画、講演会、民芸品の展示のほか台湾物産をテントやキッチンカーにより販売する。
ホームステイ・ホームビジット (10月)	杉並区で開催する交流自治体中学生親善野球大会において、台湾選手を杉並区選手の家等等に招き交流を深める。また、区内在住の留学生などとの交流の場を創出し相互理解を図る。

4 その他交流協会の目的を達成するために必要な事業

広報・情報提供事業やコミュかるショップ等の運営を行います。

項 目	事 業 内 容
広報・情報提供	<p>①交流ニュースの発行 協会の交流事業や外国人に関わる行政情報を幅広く収集し、会員・区民・外国人・関係団体に提供する。 ◆発行時期：4月・7月・10月・1月 ◆発行部数：各月5,000部 ◆配布先：区施設・区広報スタンド・交流自治体・JR・私鉄各駅・その他関係団体 ほか</p> <p>②ニュースレターの発行 協会の会員及び関係者に向け、タイムリーに協会の事業や各種情報を提供する。 ◆発行時期：5月・6月・8月・9月・11月・12月・2月・3月 ◆発行部数：各月1,200部 ◆配布先：会員、レターフレンド、その他関係団体</p> <p>③ホームページ等の運営 ホームページを活用して協会事業を素早く紹介するとともに、在住外国人に向けて必要な情報を提供する。また、英語版ホームページやFacebookを利用し、幅広い広報活動を推進する。</p>
会員制度の運営	<p>協会を支援する会員制度を運営する。 ◆会員（計画）：個人170名（年会費1,000円） 法人2団体（年会費20,000円）</p>

<p>コミュかるショップの 運営</p>	<p>「区内で一番すぎなみが集まる場所」という理念のもと、区民に親しまれるショップ運営を進める。</p> <p>◆フェア（予定）</p> <p>4月 なみすけフェア</p> <p>7月 サマーフェア</p> <p>10月 なみすけフェア</p> <p>12月 名寄おもちフェア</p> <p>令和5年3月 南相馬市応援フェア</p> <p>◆出張販売（予定）</p> <p>10月 阿佐谷ジャズストリート</p> <p>11月 すぎなみフェスタ</p> <p>令和5年2～3月 小学生名寄自然体験交流事業学習成果発表会</p>
--------------------------	---

令和4年度

収支予算書

令和4年度収支予算書

令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日

（単位：円）

科 目	本年度予算額 (令和4年度)	前年度予算額 (令和3年度)	比較増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	210,000	240,000	△ 30,000
賛助会費収入	210,000	240,000	△ 30,000
事業収益	7,919,000	8,554,000	△ 635,000
参加料収入	119,000	586,000	△ 467,000
販売コーナー収入	7,800,000	7,968,000	△ 168,000
受取補助金等	66,079,000	59,299,000	6,780,000
区補助金収入	52,354,000	51,440,000	914,000
区分担金収入	13,725,000	7,859,000	5,866,000
雑収益	32,000	32,000	0
寄付金収入	1,000	1,000	0
受取利息	1,000	1,000	0
雑収入	30,000	30,000	0
経常収益計	74,240,000	68,125,000	6,115,000
(2) 経常費用			
事業費			
会議費	990,000	864,000	126,000
旅費交通費	1,558,000	1,640,000	△ 82,000
通信運搬費	711,000	740,000	△ 29,000
消耗品費	845,000	834,000	11,000
印刷製本費	1,139,000	998,000	141,000
使用料及び賃借料	862,000	2,558,000	△ 1,696,000
保険料	85,000	221,000	△ 136,000
諸謝金	2,839,000	3,298,000	△ 459,000
手数料	14,000	0	14,000
負担金	50,000	50,000	0
助成金支出	60,000	0	60,000
委託費	12,743,000	5,710,000	7,033,000
商品仕入	7,200,000	7,200,000	0
振込手数料	120,000	120,000	0
事業費計	29,216,000	24,233,000	4,983,000

科 目	本年度予算額 (令和4年度)	前年度予算額 (令和3年度)	比較増減
管理費			
役員報酬	180,000	120,000	60,000
給与手当	33,372,000	33,734,000	△ 362,000
福利厚生費	5,352,000	4,488,000	864,000
会議費	12,000	9,000	3,000
費用弁償	246,000	180,000	66,000
旅費交通費	96,000	84,000	12,000
通信運搬費	367,000	375,000	△ 8,000
消耗品費	496,000	677,000	△ 181,000
修繕費	100,000	50,000	50,000
印刷製本費	69,000	77,000	△ 8,000
光熱水費	396,000	396,000	0
使用料及び賃借料	672,000	357,000	315,000
保険料	91,000	0	91,000
租税公課費	128,000	420,000	△ 292,000
負担金	1,060,000	40,000	1,020,000
委託費	2,007,000	2,505,000	△ 498,000
渉外費	120,000	120,000	0
振込手数料	60,000	60,000	0
管理費計	44,824,000	43,692,000	1,132,000
予備費	200,000	200,000	0
経常費用計	74,240,000	68,125,000	6,115,000

科 目	本年度予算額 (令和4年度)	前年度予算額 (令和3年度)	比較増減
評価損益等調整前 当期経常増減額	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外費用計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計			0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,700,000	0	1,700,000
一般正味財産期首残高	1,700,000	0	1,700,000
一般正味財産期末残高	3,400,000	0	3,400,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
III 正味財産期末残高	6,400,000	3,000,000	3,400,000